

過積載運行は…

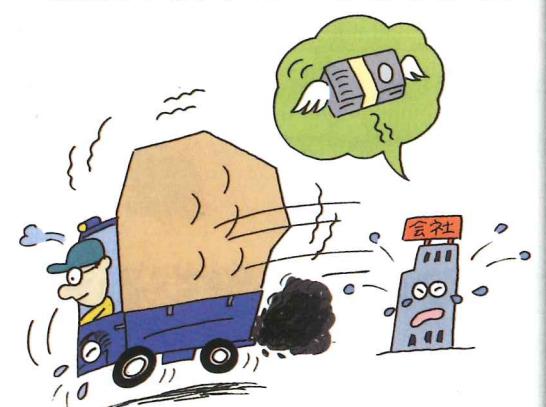
重大事故を誘発する過労運転や過積載運行等の違反に関しては、運転者、使用者（トラック運送事業者）だけでなく、荷主の責任も追及されるなど、当該トラック輸送に關係した全ての人に責任が及びます。

●重大事故の原因にもなります。

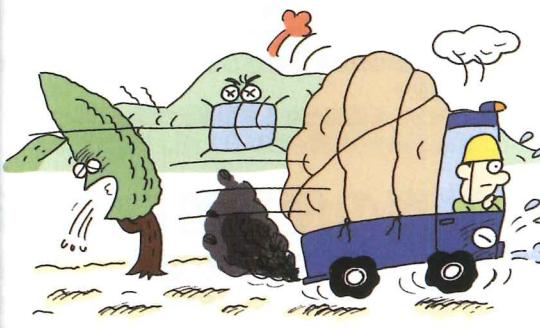
制動力の低下やバランスを崩しやすくなります。



●また、車両コストの増大と燃費の低下につながります。



●その他、環境、道路にも悪い影響を与えます。



しない・させない
過積載



STOP THE 過積載！



過積載運行を追放しよう

兵庫県過積載防止対策連絡会議

- ・神戸運輸監理部兵庫陸運部
- ・兵庫県
- ・兵庫県警察本部
- ・近畿地方整備局兵庫国道事務所
- ・近畿地方整備局姫路河川国道事務所

- ・近畿地方整備局豊岡河川国道事務所
- ・神戸市
- ・阪神高速道路株式会社神戸管理部
- ・兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関

荷主のみなさんへ

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには、荷主がムリな発注条件を提示することがないようご協力いただくことが不可欠です。また荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及されます。

※荷主とは真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれます。

●過積載車両の運転の要求等の禁止（道路交通法）

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、または、引き渡したりしてはいけません（道路交通法第58の5第1項）、これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、**警察署長から過積載の「再発防止命令」**（道路交通法第58の5第2項）が出されます。

罰則 再発防止命令に違反すると、6カ月以下の懲役又は10万円以下の罰金が科せられます。



●協力要請書、警告書及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）

- 違反事業者に対して、貨物自動車運送事業法第33条の規定による過積載違反の行政処分を行なう場合、**荷主に対しては過積載運行の再発防止等のため協力要請書を発出します。**
- 上記により、過去3年間に2回、協力要請書を発出した荷主に対し、警告書を発出しています。

○国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、

- どうしても過積載しなければ、輸送できないような依頼をした場合。
- 過積載となることがわかつていいながら過積載運行を要求した場合。

荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。



事業者のみなさんへ

過積載運行は事業許可の取消につながり、荷主、従業員との信頼関係や社会的信用を失うこととなります。

悪質な場合は事業許可の取消処分が行われることもあります！

過積載運行を行うと、初めての違反でも車両停止処分となり、再違反については車両停止期間の大幅延長、事業許可の取消等厳しい処分が行われます。

●トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）

以下の表の基準により、車両停止処分が行われます。

過去3年以内の過積載による運送の引受	初回	2回目	3回目以降
過積載の程度が5割未満のもの	10日車×違反車両数	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数
過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日車×違反車両数	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数
過積載の程度が10割以上のもの	30日車×違反車両数	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数

- 3回目は「車両停止」と「輸送の安全確保命令」を発出
- 4回目は「車両停止」と「輸送の安全確保命令」の発出（2回目）
- 5回目は許可取消

●点数制度の概要

事業者に貨物自動車運送事業法等の法令違反があり、同法第33条の規定による自動車の使用停止を命じるにあたり、その処分日車数10日車までごとに1点を付加します。

- 点数を累積する期間は、原則として3年間
- 累積点数が21点以上となる場合は、事業者名等の公表
- 事業停止処分

①1回の処分で270日車以上の処分日車数を受ける（累積点数が31点以上に場合は180日車数以上）場合は、その営業所

②運輸局管内の累積点数が51点以上となる処分を受ける場合は、運輸局管内の全営業所

- 許可取消処分

①2年間に4回目となる事業停止を受ける場合
②運輸局管内の累積点数が81点以上となる場合



●自動車の使用者に対する主な処分（道路交通法）

1.過積載車両に係る公安委員会による指示

過積載運転が行われた場合は、運転者に対して罰則等を適用するとともに、将来における過積載を防止するため、過積載を防止する措置を講ずるべき責任のある車両の使用者に運行管理を改善させる必要があります。この場合、公安委員会は、車両の運行管理の改善を図るために、**自動車の使用者に対し、過積載を防止するため必要な措置を執ることを指示します。**

2.過積載運転に係る自動車の使用制限処分

自動車の使用者が業務に関し過積載を下し、又は容認した場合や、上記1で公安委員会の指示を受けた自動車につき1年内に再度過積載運転行為が行われた場合には、公安委員会は、**自動車の使用者に対し、3ヶ月を超えない範囲内で自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることとなります。**

